

電源開発株式会社「GENESIS松島計画 環境影響評価方法書」に対する通知について

令和5年2月24日
経済産業省
産業保安グループ

電源開発株式会社「GENESIS松島計画 環境影響評価方法書」については、環境の保全についての適正な配慮がなされており、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の8第1項の規定による勧告をする必要がないと認められるため、本日、同条第2項の規定に基づき、電源開発株式会社に対し、その旨を通知した。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：長崎県西海市

原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル方式）

出 力：合計約50万キロワット（既設約32万キロワット、新設約18万キロワット）

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

| | |
|-------------|-------------|
| 計画段階環境配慮書受理 | 令和 3年 9月28日 |
| 環境大臣意見受理 | 令和 3年12月16日 |
| 経済産業大臣意見発出 | 令和 3年12月24日 |

<環境影響評価方法書>

| | |
|-------------|-------------|
| 環境影響評価方法書受理 | 令和 4年 8月30日 |
| 住民意見の概要等受理 | 令和 4年11月30日 |
| 長崎県知事意見受理 | 令和 5年 2月 3日 |
| 経済産業大臣通知発出 | 令和 5年 2月24日 |

問い合わせ先：電力安全課 長尾、一ノ宮

電話：03-3501-1742（直通）